

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第22号

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

被服の種類及び制式

種類	制式		
	地質	地色	様式
防寒服	繊維地	薄紫色	防寒コート
業務服	冬用	綿織物地又は合成繊維	紺色 上着及び長ズボン 開襟ファスナー型
	夏用	同上	同上
	半袖	同上	ポロシャツ
作業帽	同上	紺色	帽子
作業靴		白色	作業靴
保安靴		黒色	保安靴

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の京都市上下水道局被服貸与規程の規定により貸与されている被服は、当分の間、この規程による改正後の京都市上下水道局被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

(上下水道局総務部職員課)